

令和8年（フ）第4281号
東京都港区北青山3丁目4－1－1214
破産者 伊藤叶こと張 敏
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4315号
東京都世田谷区太子堂3丁目30－6－112
破産者 北澤 英子
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4318号
東京都府中市紅葉丘2丁目10－1－302
破産者 真高 教文
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4324号
東京都杉並区和泉3丁目16－20－103
破産者 櫻井 勇
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4326号
東京都板橋区坂下1丁目22－19－203
破産者 安倍 澄
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4328号
東京都板橋区蓮根3丁目15－1－726
破産者 大川 光輝

1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4363号
東京都板橋区仲宿41－11 第一清水コーポ302
破産者 鈴木 諒
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4364号
東京都葛飾区四つ木5丁目15－9－301
破産者 江口 貴博
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4381号
東京都足立区加平1丁目15－14－202
破産者 繁在家みや子
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4386号
東京都墨田区亀沢1丁目14－5－402
破産者 諏訪部圭子
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4389号
東京都品川区戸越6丁目23－9－105
破産者 一藁 誠
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4406号
東京都渋谷区代々木5丁目6－11－302
破産者 内田 隼斗
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4412号
東京都墨田区向島2丁目10－5－302 第5安井ビル
破産者 Darkhorse Capture sこと 本郷 拓馬
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4413号
東京都日野市落川652－3－103
破産者 杉森 護
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4438号
東京都新宿区高田馬場3丁目12－16－108
破産者 三原ひとみ
1 決定年月日 令和8年8月20日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第153号
埼玉県越谷市東大沢2丁目3番地4、旧住所埼玉県越谷市東大沢4丁目16番地8 リビエールセレナ103
破産者 山口 達也
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第5601号
東京都渋谷区富ヶ谷1丁目19番4号
破産者 有限会社マジックボックス

1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第5602号
東京都渋谷区本町2丁目46－4 ハウス高森B－105
破産者 福地 裕之
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第5821号
東京都江東区亀戸4丁目18－11－302
破産者 若林 桂司
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6209号
福岡県久留米市京町223－3、住民票上の住所佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾691
破産者 植田 浩文
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第8134号
東京都杉並区梅里2丁目21番16号
破産者 G e 3株式会社
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第8795号
東京都荒川区東尾久4丁目35番3号
破産者 株式会社ななついろ
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部